

第9回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年5月15日（水）9:30～11:30

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、
金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、
林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、
西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、長谷川総理補佐官

（厚生労働省）友藤福祉基盤課長

（事務局）滝本規制改革推進室室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、
中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（1）保育に係る規制改革について

（2）答申の骨子について

（3）規制改革のサイクルと実施計画について

（4）エネルギー・環境ワーキング・グループ報告

（5）規制改革ホットラインの受付状況について

5. 議事概要：

○岡議長 皆さん、おはようございます。定刻でございますので、第9回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席です。また、浦野委員が御欠席でございます。初めに、稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

前回の会議では、これまでの熱心な御議論の成果として、保育についての取りまとめをいただいたところでございます。

本日以降、いよいよ答申の取りまとめに向けた審議に入っていただくこととなります。答申の構成や政府の規制改革実施計画が議題とされております。

また、前回、各ワーキング・グループの中間報告をお聞きいただきましたが、本日はエネルギー・環境ワーキング・グループからこれまでの検討の成果を御報告いただくこととなっております。

さらに、規制改革ホットラインの受付状況についても報告がございます。

様々な議論を集約し、会議全体としての成果をおまとめいただく時期になっているのではないかと思います。充実した答申となるよう、本日もまた建設的で活発な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、御報告がございます。

昨日、5月14日に産業競争力会議が開催されました。これまで、私から規制改革会議の直近の活動報告を行っておりましたが、今回はこれまでの審議経過について、稲田大臣から総括的に御報告をいただきました。そのときの資料はお手元にお配りしておりますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

これから議事に入ります。

議題1といたしまして、前回の会議で取りまとめました見解において、社会福祉法人の2012年度の財務諸表の公開について、2週間以内に結論を得よう厚生労働省に要請いたしました。その結果について、厚生労働省から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○厚生労働省(友藤福祉基盤課長) 厚生労働省の福祉基盤課長をしております友藤でございます。私の方から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1をお開きいただきたいと思います。

先般の会議におきまして、2012年度の財務諸表の公開について2週間以内に結論を出すという宿題をいただいていたかと考えております。

考え方でございますが、現在、社会福祉法人の財務諸表につきましては、そこに記載がございますとおり、社会福祉法上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないという形になってございます。ですから、サービスを希望しますと言っただけであれば、どなたでも閲覧できるというのが現在の仕組みという形になってございます。その他、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいということにさせていただいているところでございます。

先般お話がありました2012年度分の財務諸表につきましては、さらに一歩進めまして、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁(国及び地方自治体)を通じて各法人に対して周知、指導を徹底していきたいと考えてございます。

併せまして、安念委員から御提案のございました、所轄庁等のホームページでも所管する社会福祉法人の平成24年度分、2012年度の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して協力を要請してまいりたいと考えておるところでございます。

その上で、先般から御指摘のございました全ての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うことにしております。公表がより効果的に行われるための具体的な方策につい

ては、2013年度中に結論を出していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの厚生労働省からの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

佐々木さん、お願いします。

○佐々木委員 2つあります。

3つ目のところなのですが、協力を要請というのはどのぐらいの効果というか、実効力があるのかということが1点。

1つ目のところの「要請があった場合に閲覧させなければならない」とルールがなっているということなのですが、要請があった場合に閲覧させなければならないということは、インターネット上で検索したいと思ったときに、そこに出ていなければならないということにはならないのですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 他の法人もそうでございますが、いろいろ公益法人がございまして、一般的に社会福祉法人といいますか、現場に行かれて閲覧を希望された場合には開示をするという仕組みになってございまして、現在のところ、インターネット上に出せという話にはなっておらないということでございます。

3番目の協力はこういったものなのかという御指摘でございますが、これは法人格が違いますので、当然国は国、地方は地方という形で、国と地方の関係も対等ということになってございまして、そこについては今回の趣旨も御説明して、強力に御協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

林さん、どうぞ。

○林委員 私の記憶では、お願いとしては将来分の公開と過去分の、特に保育に関する社福については厚労省がご持ちではないかと思うので、過去分もこちらに提供していただくというお話だったのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 過去分はございませんので、今回からということで開示をさせていただきます。来年度以降、続けていくという形になるかと思いますが、今年度以降という形になるかと思っております。

○林委員 「過去分はございません。」というのはどういう意味ですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 何年分まであるかというのは承知しておりませんが、一定のルールに定めて、もともと監督指導のために私どもはとっておりますので、保存年限を決めて、一定のルールのもと廃棄処分をするという形になってございます。

○林委員 そうすると、最低でも昨年は監督指導のために提出させたものはご持ちなわけですね。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） あるかと思っております。

○岡議長 今の最後のところを確認したいのですけれども、そうすると2012年、すなわち平成24年分については、厚労省でお持ちだということですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 昨年度分といいますのは、2011年度分になります。

2012年度分は6月までに提出という形になってございますので、4月に締めて、これから出てくる形になってございますので、これからという形になろうかと思えます。

○岡議長 分かりました。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 今回、所轄庁等のホームページで公開させていただきますけれども、これについては行政庁の方で、例えばいただいているのは電子媒体でいただいているわけではございませんので、PDF化するとか、あるいはホームページに載せるための改修費ですとか、そういったもろもろの費用もかかってくるということがございますので、その辺も踏まえて実施をさせていただくという形になってございます。

国は当然実施する方向でやっていきたいと考えております。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、御説明いただいた4番の「その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし」のところの意味なのですけれども、上の2番、3番では、これは資料と協力の要請ですから義務付けにはなっていない。

4番で「公表を行うこととし」というのは、正にここからは義務付けをすると。したがって、何らかの法的な手当をするということを意味していると理解してよろしいのでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこにつきましては、いろいろな検討が必要かと思っておりますし、義務付けも1つの方策であろうかと思っておりますが、どういう方策があるのか、今後1年間かけて検討していきたいということでございます。

○佐久間委員 もう一回今の点ですが、では「公表を行うこととし」というのは、必ずしも義務付けを意味はしていない。ですから、やはり出していないところが出る可能性を残すということでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 仮に法律で義務付けをしたから全部出るとは限らないかと思えますし、こういった形で実効的な担保ができるか、その辺は十分考えて検討していきたいと考えております。

○岡議長 今の佐久間委員の質問に対する御回答は、厚労省としては、全ての社会福祉法人の財務諸表の公表を行うという方向は決めましたよと。具体的にそれをどういう形で、義務付けだとかいうことも含めた、それはこれから最も効果的な方法を検討しますよという理解でよろしいですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） おっしゃるとおりです。

○岡議長 金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 今、岡議長が御確認をされたことに「イエス」とおっしゃったのなら、岡議長がおっしゃったとおりに書き直して欲しいと思うのです。

といいますのは、今、IT総合戦略本部で近々にも、過去の我々の国がITで遅れた反省も含めた、今後の決意表明みたいな文章をまとめつつあります。その1番目の考え方というのは、これまでの考え方を御説明されているわけですから、この考え方そのものが遅れているのだという大きな反省が厚労省にもなければいけないと思います。

国民の税金が使われている組織体があって、そこの財務諸表について開示をするというのはごく当たり前のことで、その開示の仕方については、本当ならサービスを利用する人に限定することなく、知りたいと思った人には知らせるべきで、知らせ方については、そこに行って紙ベースで閲覧をするというのは、見せたくないとか私は思えないのです。広く開示をする、生産性を向上させるという工夫は、この1の考え方ではないわけです。こういう考え方が我が国全体にあるものだから、今はいろいろな先進国あるいは新興国にも遅れをとるかもしれないという危機があるわけです。

その反省に立って考えれば、2番目の文章の語尾が「指導してまいりたい」とか「協力を要請してまいりたい」とか「結論を得たい」といって、この後にどうなるのですか。数値目標などがあるのですか。厚労省としてのコミットは何かあるのですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そこについては、今後、実施をしてみて、どういった結果になるのかを見据えた上で方策していきたいと思います。

○金丸委員 そんな余裕は我が国にはないと思うのです。開示をするというのは当たり前ではないですか。上場企業は株主の人の出資でステークホルダーがいて、そうしたら全部見える化は義務的にやっているわけですね。その数値責任もリーダーがしょって、数値とか、あるいは業務のプロセスに間違いがあってはいけないとか、内部統制があつたりとかして、そういうガバナンスが効かされているわけです。見える化というのは、ガバナンスの第一歩ですから、最大ではないのですよ。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）開示をさせていくという方向性は先生と同じ思いでさせていただくわけでございますが。

○金丸委員 だから、そんなふうに書いてきて欲しいですね。これでは読めないです。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そのように記載をさせていただいているところでございますが、ただ、社会福祉法人にもいろいろなものがございまして。本当に親御さんが御自身の子供さんが知的障害であるとか、目が御不自由な方であるとか、そういったお子さんのために点字のための事業をされるといった細々と御高齢の方が役員をされて事業を実施されている。そういった小規模な社会福祉法人もございまして。そういったものも含めて、全て実施をさせていくということになりますと、紙媒体では御用意をさせていただいていますが、電子媒体はなかなかというところもあろうかと思っております。その辺の御理解もいただきながら、今後私どもはやっていきたくて考えております。

○金丸委員 その言いわけが遅れているのです。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） いろいろ御指摘はあろうかと思いますが、私どもも全くやらないというわけではございませんで、今回、大局的な見地に立って開示ということで、より一步を前に進めていきたいということでございます。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 今おっしゃられたことは理解できないと我々は言っているのです。

○佐々木委員 結局、税金が使われていて、国民の多くが望んでいて、そもそもこれは株式会社は駄目で、社会福祉法人はいいとか、そういったいろいろなものが保育園に関して言えば出てきている中での話です。であるなら社会福祉法人もきちんと財務諸表が見えるような姿勢を希望するということから始まっているわけです。

そうすると、仮に全く不可能な社会福祉法人が日本国の中に幾つあるか分かりませんが、まず、全部、基本的にインターネットで公開するというにさせていただいた上で、特殊な事情がある人は、その特殊な事情を説明する。社会福祉法人ですが、それはそこがそういうふうになれば周りも納得できるかもしれませんが、そこに合わせて全てのもののルールを国民にとって不利益なものにするということはおかしなことだと思います。

○岡議長 松村さん、どうぞ。

○松村委員 今の点もそうなのですが、3に関して要請した結果どうなったのかを速やかに報告していただきたい。対等のところに要請するので強制はできないということは一応理解しました。しかし要請したが、結果的にほとんど駄目だったとか、要請したら結果的に100パーセント大丈夫だったとかは直ちに分かると思います。先方の準備に時間が掛かるとしても、いつまでにできるという回答をもらったということは直ちに分かると思います。速やかに実施状況を報告してください。

4に関して、今の御発言で、法的に義務付けても実際に行われるか分からないというのは、私は聞き間違いではないかと最初は思いました。本当にやる気があるのか疑いを抱かせる。いずれにせよ担当者で、一番現実のことがよく分かっている方がそういう認識でいるということは、相当きちんとした政策を打たないと出てこないということだと私は受けとめました。であれば4の制度設計は相当きちんとやっていたかかないと困ります。

例外的なケースがあり得ることは、一応は分かりました。しかしどれぐらいのコストがかかることなのかに関して、説得力のある説明だったとは到底思えない。この点については、そういう厳しい状況だというのはよく分かったので、逆に言えば、相当厳しくやってもらわないと、本当に実効的な公表はされないとも理解したので、4のところはいい加減な制度設計ではなく、きちんとした制度設計を期待しています。法律で義務付けてもうまくいかないと考えているのなら、よもや安易な対策でうまくいくとは思っていないと思います。覚悟のあるきちんとした対策が出てくるものと理解しました。期待しています。

○岡議長 稲田大臣、どうぞ。

○稲田大臣 よく分からなかったのですが、税金の入っている社会福祉法人の財務諸表について、現在はサービスを希望している人へのみ、要請があったときに閲覧をさせなけれ

ばならないと規定されていますけれども、今回、規制改革会議の議論を受けて、厚労省として全ての社会福祉法人について財務諸表の公表を行うこととされたのですね。それはまさしく法的な義務を持って義務付けをするという方向性を決めたと受け止めることができます。

その一方で先ほどの発言で、法的な義務を付けてもやるかどうか分からないというのは、まさしくやらせなければならぬ行政が、その権限行使をしないと聞こえたのですけれども、もう一度整理してお答えいただけますか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 誤解を招いたかと思います。

お話は、実効性を担保していく上では、単に法律で義務付ければよいというだけでは多分済まないだろうと思っています。要は、理解をいただいて、しっかりやっていただくということがあろうかと思っています。

例えば法律で義務付けても、100パーセント世の中履行されているかといえば、世の中を見ても、労働安全衛生法でも監督署が回ってみても、60パーセント、50パーセントぐらいの実施率といったこともあるわけでごさいます、必ずしも全部きちんと法律があるからといって守られるわけではございません。そこはあくまでも行政が事業者の理解をいただきながら、しっかりやっていくことが必要だろうと思っています。

○岡議長 稲田大臣、どうぞ。

○稲田大臣 保育の問題や、インターネットの問題を聞いていて思ったのは、法律にはきちんと株式会社も参入できるとしているにもかかわらず、それを結局は参入させないようにしている運用を厚労省が許しているのです。

インターネットも法的には規定しないことを省令でもって厳しくしているというのは、むしろ国会で決めたことを運用でもって厚労省が行政で規制を作為、不作為によって強化しているように見えるのです。例え法律で義務付けたとしても、今のお答えの、やるかどうか分からないというのは、少し行政の態度としていかがなものかと思います。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） やらないと申し上げているわけではございませんで、確実な履行を図るために、法律で義務付けていくのも1つの方法でごさいますし、指導をより強力にやっていくというのも1つの方法かと思っています。どういう方策があるのか、1年間検討させていただいて、その結果をもって対応をさせていただきたいと考えております。

○岡議長 鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 実際にエンフォースメントの議論になると、やらなかったときにどういうペナルティーがあるかということ、「むち」の方ですね。そういう話もきちんと考えないと、それはエンフォースメントというのはできないと思うのです。

ただ、その場合、逆の考え方もあって、ちゃんとそういうことをやっている法人に対しては、少しいろいろな面で優遇してあげるとか、そういう考え方も、これはエンフォースメントを確保するときにはできる考え方であると思っています。何でも非常に大きな罰則を

与えるとか、そういうことだけではない。ただ、そこをどうするのかということを中心に考えない。ただ指導だとか何とかというだけでは、制度として実効性は保てないと思います。

もう一つ、先ほど「法人の中には」とお話しをされましたね。インターネットで開示できないと。ただ、私はその義務付けという話は、要請されたらやるという義務付けではなくて、自ら毎年度出していくという義務だと思うのです。それはここにちゃんと「公表を行うこととし」というのは、要請ということではなくて、自ら進んで毎年度それを出していくことが義務付けされるということまで書かないと、ここは意味がない。

ただ、その場合、インターネットができないという方においては、この上に書いてあるように、法人の所轄庁が例えば紙ベースでもらって、所轄庁がPDF化してインターネットに出していけばいいのですよ。簡単なことだと思いますよ。それを厚労省さんが、いろんなケースもあるからどうやってやったらいいのかという具体的な話もここでしていただかないと、我々は納得して聞けないのではないかと思います。

○岡議長 何かコメントございますか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 先生方がおっしゃることは十分承知をしておりますけれども、方向性として公表させていくというのは重要なミッションだと私どもも思っております。

ただ、現状、インターネット、広報誌等で社会福祉法人が公表しておりますのは5割程度と承知をしているところでございまして、それをいきなり100パーセントに持っていくというところにつきましては、いろいろな方策が必要だろうと思います。いきなり法律をかけるというのも1つの方策かもしれませんが、実効性をきちんと担保していく上ではどういった方策があるのか、1年かけて検討させていただいた上で、実効性のあるものを持っていきたいと考えております。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 今日伺うのは2012年度、既に出たものをどうするかというお答えであって、2013年度分の財務諸表は前回結論の出ている話ですから、今のお話だとちょっと話が違うと思います。方向性とかという話ではなくて、全ての社会福祉法人の経営実態が分かるように情報を出すということで、これはもう前回決まったことですので、それに対して責任を持っていただきたいと思います。

いきなり100にはならないのではないかとということではなくて、2013年度分からは出すと責任を持っていただきたいということが1点です。

それから、1年かけて検討するというお話があったのですが、2013年度、つまり今年度分の財務諸表からは必ず出すわけですから、1年かけて検討して、それを通知していたら遅いのではないかとということが2点目です。なるべく速やかに検討して、私どもにも御報告をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡議長 林さん、どうぞ。

○林委員 鶴先生もおっしゃったことなのですからけれども、所轄庁の分は所轄庁で協力を要

請と書いてあるのですが、厚労省さんは当然既に監督官庁として、監督指導のために提出させたものは直ちに公開してくださるのですね。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それにつきましては、公表させていくようにいたします。

○林委員 「させていく」というか、厚労省さん自身のことを申し上げているので、「する」のですよ。それはいつなさるのですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それはいろいろ手続がございますので、手続をして、例えばホームページの改修だったり、いろいろ事務的な手続がございますので、そういったことをしまして、実施していきたいと思っています。

○岡議長 皆さんからいろいろな御意見、御指摘がございました。

今日の厚生労働省からの御回答は、私は、今までよりも前向きであるという評価を皆さんしていると思うのですが、ただ、先ほど金丸さんからありましたが、4番目の表現は、要は「全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行う」。ここまではよろしいですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） はい。

○岡議長 そして、公表がより効果的に行われるための具体的方策について、大田さんから2013年度中では遅過ぎるのではないかとあったので、時期を早めていただいて、結論を出すという形に4番目をまとめていただければ、厚労省さんの前向きな姿勢がはっきりするのではないかとと思うのですが、そのような表現で今日御回答いただいたと私どもは受けとめてもよろしいでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度までにということですか。

○岡議長 全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行うこととする。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこはよろしいです。

○岡議長 公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、いついつまでに結論を出す。この「いついつまで」というのを「2013年度中」という期間ではなくて、もう少し早くね。

○大田議長代理 2013年度上期ですかね。

○岡議長 2013年度上期ということは、9月までということですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 上期はちょっとなかなか。

○岡議長 では、年内ですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 年内か、2013年度末までにはという形で早急に。

○岡議長 それでは同じではないですか。もっと遅くなった感じがしますよ。これは2013年度中ですからね。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度中とか、「早急に」とか、そういった用語を入れるとか。

○岡議長 「早急に」で結構なのだけれども。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 気持ちは同じでございますので、ただ、いろいろ仕事がありまして、大変申し訳ございません。

○岡議長 今のお答えをいただいて、多少そちらの立場も考えて、「2013年中」ということにしましょう。年度ではなく、2013年、カレンダーイヤーでね。

皆さん、4番目はそういうことでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○岡議長 あと、2番目と3番目もこのような御回答をいただいたのですが、この結果を指導するとか、協力要請をするということで、とりあえず2012年度の財務諸表について、御指導なり、御協力を要請していただくことは結構だと思います。その結果どうだったのかという実態を把握していただいて、それを報告するというのを2と3両方に係るような形で「報告する」を是非入れていただきたいのです。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かりました。

○岡議長 これはいつまでに報告してもらったらいいですかね。

○大田議長代理 今から要請するわけですから、すぐですね。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） ある程度周知して御理解いただくことがありますから、すぐにといいて1カ月とか2カ月ではなかなか自治体も対応が決まらないと思いますので。

○岡議長 実態としては、2012年度の財務諸表ですから、先ほどお話しがありましたように、6月以降になるわけですね。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そうですね。

○岡議長 そうしたら、3カ月ぐらいで。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこは事務的にまた詰めてさせていただいて、大体上期に。

○岡議長 では、3カ月ということで、9月までに御報告いただくということで取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 結構です。

○岡議長 ひとつよろしく願いいたします。

皆さん、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○岡議長 どうもありがとうございました。

○金丸委員 この紙は出しますか。アップデートしていただけるのでしょうか。

○岡議長 では、今の内容を入れたものをもう一度作って、事務局の方にお届けいただけますでしょうか。取りに行ってもよろしいですが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かりました。

○岡議長 よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

○岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。

本日から、当会議の答申について審議を進めていくこととしたいと思います。

本日は、答申の骨子について、次回5月22日には総論の素案について、5月30日に各論の素案についての審議をいたしまして、6月上旬の会議で取りまとめを行う。このようなタイムスケジュールで考えていきたいと思いますので、よろしく御協力をいただきたい。

本日は、答申の骨子について皆様の御意見を頂戴したいと思います。事務局が作成したお手元の資料を参考に議論いたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、資料2「規制改革会議答申の骨子について(案)」を御高覧賜ればと存じます。

目次でございますけれども、基本的に「Ⅰ 総論」「Ⅱ 各分野における規制改革」という大きな2つの構成に分けました上で、一番上の「総論」につきましては「1. はじめに」として、規制改革会議が発足してから今日に至るまでのイントロダクション。

「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」として、なぜ規制改革が必要かというそもそもの基本的な考え方ですとか、あるいは(2)今回の規制改革で特に重視したことの項目についての項目を立てさせていただいてございます。

「3. 審議経過」として、総理指示を踏まえまして、3つの重点分野、創業分野という分野を作りまして御検討いただきましたことなどを経過として記載してはどうかという項目。

「4. 今後の取組み」ということで、本日これから御審議を賜る規制改革実施計画のような話も含めまして、今後どのような形で進めていくかという記載をしてはどうかという項目。

「Ⅱ 各分野における規制改革」としましては、これまで各ワーキング・グループ、親会議等で検討いただいたわけでございますけれども、国民の皆様に分かりやすく提示する観点からいきましたときに、必ずしもワーキングの分類によって整理することは必然ではないと考えられますことから、これをどうした分類のもとに整理することとするかという問題提起をさせていただいてございます。

最後に「Ⅲ 終わりに」という結語で結んでございます。

いずれにいたしましても、委員の皆様それぞれの項目についての御指摘、御見解を賜りまして、事務局の方で御意見を踏まえて、取りまとめさせていただきたいと存じております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

今、事務局から答申の骨子といいますか、構成についてのアイデアが出されました。これについて、皆さん方からいろいろ御意見があろうかと思しますので、お願いしたいと思えます。

大崎さん、お願いします。

○大崎委員 具体的なところは、もっと草案が出てきてから議論した方がいいと思うのですけれども、私が今、思ったことを申し上げますと、先ほど検討事項をどういう分類のもとで整理するかという問題提起があったのですが、私はむしろ最終的に規制改革実施計画、答申の内容が丸々そのままそのようにしていただけるのかどうかは分からないとしても、こちらの希望としては、答申した内容がそのまま実施計画になるような運びを期待したいところでありまして、細かいことが並んでいるように見えてもいいから、今、例えば各ワーキング・グループ報告で出しているような全ての報告が答申に入っているような形に是非したらいいのではないかと思います。

それは確かに、そここのところはすごく煩雑で分かりにくい答申になってしまうと思うのですが、そここのところをむしろ「Ⅰ 総論」のところですっきり分かりやすく説明するという文章の工夫をすれば、Ⅱの方は、一見非常に細かい表が並んでいるみたいでも、むしろ実効性は高いのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 やはり総論の基本の考えというのは規制改革の場合非常に大事で、ここをしっかりと整理しておかないと誤った議論に行くと思えます。

つまり、とげを抜く、即ち規制の「非対称性」を取り除くことによって、それで成長産業が育つとか、経済が成長するとか、雇用が拡大するとか、あるいは技術が育つというのが本来の規制改革です。恐らく経済理論的には、リービッチの「最小律の法則」というものがあります。例えば植物が育たないのは何が阻害要因になっているのか。水がないのか、光がないのか。その阻害要因を取り除くことによって植物は育つわけです。

恐らく産業競争力会議の方は加速度原理というか、シーズを育てる、ターゲティング、産業政策を行う、どちらかという加速度原理が理論的支柱ですが、我々の方はやはりリービッチの最小律の法則が理論的な支柱だと思います。

したがって、そういう方向なのだということを書き込むべきだと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 先ほどお話のあった細かいところも大事だと思うのですけれども、一方で、大きなビッグピクチャーというのも出さないと難しいかと思えます。

特に規制改革の議論というのは、なかなか国民に分かりにくいので、ここがこういうふうになるとこういうふうによくなるということをポンチ絵というか、少し分かりやすい

図柄のものをつけるような努力も要るのではないかと思います。

この会議の特徴というのは、ポンチ絵がほとんどなくて、文章が非常にたくさん出てくる会議なので、議事録を読んでいても、なかなか中身が分からないという会議の特徴があると思うのです。ですから、そういう意味では、少し今回の取りまとめで、こういう規制改革がされるとこういうふうに国民生活が変わるのだと、そこを分かりやすくするようなポンチ絵を数枚つけられればいいのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 先ほど事務局の方から、各分野における規制改革のところで、どういう分類で整理するかということで御提案があって、国民に分かりやすくということからすると、必ずしもワーキングの分野ごとで分けるのはどうかという御提案だったと思うのですが、逆に私の方は、基本的にはワーキングで分けて、例えば今回保育などは本会議でもやられたので、それも1つのワーキングと同じぐらいの扱いでやるということも考えられるのかと頭の中で思っていたのですが、逆にそうではないような、少し他のワーキングごとに競争のテーマにつなげるという場合に、例えばどういう案があり得るのか、何か具体的に事務局の方でお考えになっているものがあれば、具体例をお教えいただければと思います。

○岡議長 事務局、お願いします。

○中原参事官 済みません。その意味では、具体的に固まった案があるわけではございません。したがって、これはまだ事務局としての提案ということでは必ずしもございませんけれども、1つ考えられますのは、例えば先ほどの保育とかエネルギーとか都市政策、金融、都市再生とかいう形でそれぞれの各項目で伝統的な分野の項目に従って項目立てをしていくということも考えられなくはないのかというのが一案でございます。

○岡議長 鶴さん、今の説明でよろしいですか。

○鶴委員 結構です。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 先ほど大崎さんがおっしゃられたことと関連するわけですが、つまり、ここで規制改革会議の答申が出る。それを受けて、内閣の方で閣議決定をする。そこから実施に向けて動いてくるという段取りで、我々の答申で書いたことが全部閣議決定されれば、それは100点満点で何も言うことはないのですが、もしそうならない、あるいは漏れみたいなものが起きるのだとすると、国民に対して事後的にであっても、我々規制改革会議としてはこういうことを議論しましたよと。でも、閣議決定レベルになるとこういうふうになってしまいましたねということが分かるように、やや細かくても、我々の議論した項目みたいなものは、後で国民が検証できるように、そういう答申の中身にする必要があると思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私も、今の長谷川委員の御指摘に全く同感です。

今、思いつきなのですけれども、答申の各分野の示し方なのですが、例えば所管官庁ごとに並べておくというのはどうかという感じがするのです。そうすると、答申に例えば厚生労働省分というのがずらっと並んでいて、閣議決定になったら30個あったのが10個になってしまっていましたとかというと、何でこういうことになったのだという話になりますね。これは非常に分かりやすいのではないかと思います。

○岡議長 大変興味深い御提案だったと思います。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 私は、先ほど長谷川さんがおっしゃった問題意識と実際に閣議決定できたものというのは、多分乖離が出てくると思いますので、我々の問題意識というのもきちんと書き込み、それに対して閣議決定がどうだったかというのが分かるような形にするということは賛成でございます。

2点目としては、やはり私はワーキング・グループごとにそれぞれにストーリーを考えてやっているという感じがございますので、ワーキング・グループごとにまとめるという考え方の方に賛成をしたいと思います。

ただ、今、大崎さんがおっしゃった点は非常に重要で、どういうところを相手にやっているかというのは参考図表としてつけておくというのも、ひとつどういったところに規制がたくさん残っているかというのが国民にとって分かりやすいという意味で、工夫してもいいのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

林さん、どうぞ。

○林委員 今までの話とちょっと違う角度ですが、総論のところですか。これから書くということなので、始めに希望点を申し上げたいのですが、まずは「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」の「(1) なぜ規制改革が必要か」というところに入るかと思うのですけれども、これまで長年、規制改革にこれだけ御努力されてきても、閣議決定までされていても、山のように何も動いていないことがある。それでも、なお今やると。これだけまた我々もそれなりに汗をかいてやっているわけですし、なぜ失敗したかという反省と、それを克服するには何が必要なのかということで、もちろん政治への注文もさせていただくことになるかと思うのですが、そういうものを入れていただけないかということが1点。

それから、この手の政府の会議の答申といいますと、やはり事務方が官僚の方が作ってくださる、ドラフトしてくださることが多いためか、国民から読みやすいものになっているかという、必ずしもそうではなくて、典型的には先ほどの厚労省の御回答のような、結局何なのだというところが見えないことがあるので、是非文章としては、普通の日本語、

分かりやすい日本語を目指したいと思います。

その上で、これだけもろもろやりましたので、全部を盛り込みたいのですけれども、細かい部分と要約的な部分とか、絵で見せる部分とか、ビッグピクチャーを見たければこのページを見れば見られるとか、そういった工夫も加えていただければと思います。

以上です。

○岡議長 稲田大臣、どうぞ。

○稲田大臣 ありがとうございます。

昨日も産業競争力会議で規制改革についての意見もたくさん出ました。私はやはり、いつも議長、代理がおっしゃっているストーリー性というものを是非大きく打ち出していたでいて、それと同時に、安倍内閣における、安倍内閣らしい規制改革なのだということろを分かりやすく打ち出して欲しいと思います。

それから、国際先端テストのように、新たにあった試みなども、きちんとその役割とかも書いていただきたいし、またこれからの課題も書いていただきたいと思います。

また、先ほども言いましたように、本当に法律の改正が必要なものと、実は法律はちゃんとしているけれども、運用がおかしいもの。また、今までの法律には当てはまらない新しい制度を作らなければいけないものですか、様々な場合があると思いますので、そういうところも分かりやすくしていただきたい。先ほどワーキング・グループごとのストーリーがあるとのことでしたが、まさしくそれを出して欲しいですし、また、本会議で取り扱ったような大きなものを特記するなど、国民に訴えるものが重点的に分かるようにもしていただきたいと思います。

それから、今後ブラッシュアップしていく必要がある方策についても、是非書いていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川総理補佐官 大臣が発言された後で、順番が前後して言いにくいのですけれども、私は委員ではありませんから、希望ということでテークノートしていただければいいと思います。もう一度このエクササイズを反すうしますと、最初、重点分野、ここの「総理指示」というところで少し出てきていますが、これでいろいろな諸般の日程を頭に入れて、かつ、コストパフォーマンスを考えてあまり多くのお店を広げても、この結果が効果に結びつかないという配慮もあって、本来議論すべきものから、あえてこの重点分野という事項に絞った、限定したというのが私の理解です。

したがって、ここが1つの中締めの時期です。従来この種の作業に比べれば、規制改革会議ははるかに効果を上げつつあります。さはさりながら、あえて最初からここに絞ろうとしたために、後で触れようということにして本来必要な事項であるにもかかわらず、各委員の方が口にしなかった分野がたくさんあるのだと思うのです。

これがそうかどうかは知りませんが、例えて言えば金融です。外国人の投資家というか、

外国人の方が日本の市場というものに参入してくるに当たって、どういう規制があるのか、運用があるのか、あるいは土地の利用、あるいは外国人の有能な方が日本で活躍するためにいろいろな障害があるのかもしれない。あるいは女性が活動をするために、そういう観点から分野横断的に今の制度なり運用というのは本当にこれでいいのかとかいうような、さらに一次産業、こういったあえて時間の制約上、触れずにきたテーマがあるのではないかと思うのです。

そのようなことを、もちろん社会に受け入れてもらうためには、ナイーブにそのまま書けばいいということではないと思いますが、是非皆さんの見識と、この国の新しい在り方に対する信念みたいなものに基づいたものを是非ここで、ステージ2の予兆として書いていただかないと、大変限られた時間に応じて、限られた分野で議論が終わってしまうという変な誤解を受けるのではないかと私は思います。

2つ目に、採り上げられたテーマの中でも、例えば保育などについて言うと、総理がはっきり待機児童を何年かできなくそうと表明しているわけですから、この場で採り上げられてこうしようとコンセンサスができた手法で仮に進んでも、目的の達成時期が必ずしも想定したものより十分でなければ、さらにもう一步、二歩踏み込んで、具体的な措置をまた提言しなくてはいけないわけです。そういう意味では、採り上げられた重点分野についても、これがまずいとかいう意味ではなくて、あくまでもこれは手段ですから、究極のゴールを達成するためにプラスアルファするような部分があるのではないかとかいうようなこと。

それから、ここで採り上げられている事項だけではなくて、いろいろな方からテーマの提案を受けて、場合によっては広げようという話があったわけですから、それは一体どうなったのでしょうか。

それから、全く別の次元ですけれども、先ほどの厚労省のやりとりと等も典型的に出てくるのですが、進め方として、先ほど国際先端テストの例が挙げられましたが、この審議会のやり方についてのある種のPDCAがあるのかもしれない。そういうような、一言で申し上げると、ステージ2にこういうことをするのだと、こういう仕方をするのだということも、是非併せて書いていただかないと、やはり規制改革というのは非常に広く深く採り上げようとされている委員の皆さんの意思が、もしかしたら誤解されるのかもしれないという危惧を持ちますので、その辺は御考慮いただければありがたいです。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

西村副大臣、どうぞ。

○西村副大臣 今の長谷川総理補佐官の関連なのですけれども、先ほど稲田大臣からもお話がありましたが、産業競争力会議でも幾つか議論して欲しいという項目も個別の議論の中ではあったり、あるいは他にもマスコミではいろいろなものを取り上げるべきだという

声もありますが、総合的な判断の中で重点項目を決めて、今、ここまでやってきたということで、これはインターネットでの薬の販売もそうですし、保育も一定の成果を挙げているので、これは本当に感謝を申し上げたいと思います。

一方で、確かに大きな議論がまだ残されているわけだと思しますので、皆様方にとっても、よりいろいろなことをやっていこうという中で、今回総合的な判断で重点項目を優先的にやってこられたわけでありますので、今後の取組の中では、是非皆さんの思いというか、全体でいろんなことをまだやるべきことが残されているのだと、それを骨太に取り組んでいかなければいけない。やや時間のかかる話もあるし、コンセンサスを得るのに時間がかかる話もあるかもしれないけれども、それは是非この規制改革会議として取り組んでいくという意思是、今後の取組の中では是非お示しをいただきたいと思います。

また、産業競争力会議の中でも出たのは、先ほどの御意見もありましたが、できるだけ分かりやすい言葉で説明をして欲しいということと、分かりやすい事例を取り上げて欲しいということです。細かい項目ですと、本当に専門的な用語がたくさん出てきて、一般の人に分かりにくいので、より身近に感じられることを取り上げて、先端テストなどでもそういうものを取り上げてやって欲しい、そういう声もありましたので、先ほどのPDCAのお話もそうですけれども、是非今後の取組としては、そういった方向を出していただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員

今まで出てきたように、これが一般とマスコミを通じて、多くの方が感じている印象というのは、規制改革会議だけでなく、政府の審議会全てがちゃんと審議していないのではないかと、熱心にやっていないのではないかと、何をやっているのだということ。そのようなことが常に聞こえてくる声で、それは中身が見えないからだと思います。

ですから、この規制改革会議が今回3年のプロジェクトであることや、その中の重点というとまた誤解を生むのですが、最初のステップの6月までのものだと伝えることが大切でしょう。重点とは何なのか、先ほどの平たい言葉というのがありましたけれども、様々な用語解説もきちんと入れながら、一般の方々が読んだときに、本当に分かるように書かないと、ただ言葉を崩していっただけでは分かりやすくないという点を私たちは認識した方がいいと思います。

国民という生活をする人にとって、この規制改革がどうメリットがあるのかということと、企業を営むビジネスにとってどうなのかということの両方の視点も入れるということ。

それから、いつも言っていることですが、どこかにまとめが必要かどうか分かりませんが、やはりキャッチコピーというのと、ちょっと表現が正しくないかもしれませんが、

分かりやすいタイトルをきちんとつけるということ。このあたりをかなり熱心にやらないといけないと思います。

皆さん御存じだと思いますけれども、コミュニケーションの7パーセントがバーバルで、93パーセントがノンバーバルという研究結果があるわけで、どうしても7パーセントの実はあると、中身をちゃんと読めば分かるでしょうと言いたくなるわけですが、多くの人が93パーセントの印象やそういうものからメッセージを受け取るということを再度私たちが心して、このレポートを書き進めていくことをしたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 先ほどの長谷川補佐官と西村副大臣の話を私は激励というか、そういうふうに聞きました。

というのは、もう皆さん御承知だと思うけれども、農業のような問題をどうするのかというのは、最初から問題だったわけです。でも、当時の判断としては、まあまあということで見送ってきたということだけれども、でも、その後、TPPに入るということを表明され、いろいろ事態は動いていると思いますよ。総理も農業について相当お考えなのではないですか。

だから、そういう意味では、我々は言わば非常に礼儀正しく議論してきた結果、こういうことになっているのだけれども、これから7月までの展開を見ていくと、もう一歩ひょっとしたら前に出てくるような話になるのかもしれないなど。その辺を長谷川さんと西村さんから激励されたわけだから、ここは余り礼儀正しくなくて、これから本気でやるぞということをしっかり書いていってもいいなと思いました。

ちょっと抽象的な言い方であれですけども、気持ちはよく分かりました。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川総理補佐官 長い間、御討議をいただいているのでよく分かるのですが、別に礼儀を正しくするのをやめろということをお願いするわけではなくて、これは正式な審議会なので、その意味で、やはりその重みにふさわしいような、もちろん言葉どおりおっしゃったのではないと思いますけれども、要は結局は、この今の日本の直面しているような問題をどういうふうに変えて、どういうふうに行うかということですね。そういう意味では、受け手の方のアクセプタビリティという点も忘れてはいけません。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 全体に関しましては、この答申を発表した後に、世間に共感が得られて、かつ今までとは違うなとイメージで捉えられるように、是非まとめて欲しいと思います。

そういう意味で、3番目が「終わりに」でいいのかというのが少し気になりました。終

わってしまうような感じがします。

それともう一つは、今後のことなのですけれども、これまで数カ月やってきたわけですから、先ほど長谷川補佐官はPDCAとおっしゃられたので、今後のワーキング・グループの在り方とか、全体にそれほどの緻密な作戦があったように思わないので進め方だとかも見直していかないといけないと思います。要するにワーキング・グループに4つに分けて、あとは座長任せみたいなのところがあって、主要テーマは本会議でももちろん集まって考える。こういうやり方が何となくルーチンワークに今なりつつある。

もちろん6月末ぐらいのターゲットがあるので忙しいわけですから、有効な時間の使い方とか、あるいは各委員のもっと連携の仕方の強化とか、各省の方とこれまでお会いして議論してきたのですが、申し訳ないけれども、相手はすごくふさわしくない人が出てきていて、役職で言ったら責任の所在、大きさから見ても、そういう人と話し合っているのも、ある意味で時間の無駄かなと私も時々思ったりするのです。だから、今までももちろん多少は進んだが、これからもっと進めるためにも、私は役所の方々も出す人はもっと工夫して選定して出して欲しいし、我々も相手方の出ていただく出方であるとか、全体の見直しをすべきではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

大田さん、何かありますか。よろしいですか。

○大田議長代理 はい。

○岡議長 まだ予定の時間が10分近くありますから、御意見があればと思うのですけれども。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 正に、今朝のある大手新聞の報道にも、3本目の矢として、例えば安念座長のところで言いますと、火力発電のリプレース、アセスメントの短縮、あるいは高圧分電、つまり電力代が半分になりますよと。正にそういうプレゼンをしているわけです。ですから、これは本当にプレゼンの仕方が非常に重要です。単にこの短冊だけ見ると、いかにも平板な役所の文章ですが、今日の某大手紙の報道を見てある意味感激をしたわけがあります。やはりこれだけのことをやっているわけですね。

ですから、ワーキングごとにいい打ち出しを例示とともに、ポンチ絵をつけて出す。例えばスマートシティであれば、ヒアリングに応じてくれた三井不動産はいいプレゼンもされておられましたし、彼らは商売ですから、当然商売の上で一生懸命やるわけですが、我々は我々の規制改革会議の命で、そういう例示をポンチ絵で出して、恐らくこの短冊が閣議決定されるという前提で言いますと、当然これは閣議決定して、実施計画に盛り込むということだろうと思います。

あと、やはり総論でちゃんと理念を書くということで、各ワーキングで取り組んでいただけだと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

今、寺田副大臣からのお話の中にありましたように、事務局からの説明なり、私からの説明なりが足りなかったのですけれども、答申の後どうなるのかということについては、我々の答申が政府に出されて、閣議決定を経て、いわゆる規制改革実施計画の策定という流れですね。事務局、念のためにそうですね。

ですから、私どもが出した答申の最初の受け手は政府になる。そこで閣議決定されなければその先はないわけです。そういう意味では、もちろん国民に対する打ち出しも大変重要なものだけれども、とりあえずは政府に訴えないと実施されないという部分もあることを含んでおく必要があるかと思えます。

他、もうよろしいですか。

それでは、各委員からいただいた御意見を参考にして、もう一度骨子をどのような形にするのか事務局で考えてください。そして、その上で、次回の22日の会議に向けて、この骨子で言うところの「総論」の1、2、3、4の部分についての素案を作成して、できるだけ早く委員の皆さんに届けてください。事前に皆さんにそれをよくお読みいただいて、それをベースに22日にここで意見交換、審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、林さんからありましたように、できるだけ分かりやすい文章で書くよう、努力をしていただきたいと思います。

それでは、今の議論の中にも少し出てきましたけれども、議題3の規制改革のサイクルと実施計画、この実施計画というのは、政府の方で作る規制改革実施計画ということでございますが、これに関しての説明を事務局からお願いしたいと思います。

○武藤参事官 資料3を御覧ください。A4横の向きになっております。

2段に分かれておりまして、上段が規制改革会議で現在やっていただいていること、またこれからやっていただくことで、下段が政府としての取組と分けております。現在、第1期、正に25年1月発足後、6月に向けてやっておるわけでございますけれども、テーマを選定していただいて、審議をし、答申を政府に出す。

矢印が下に向いておりますが、これを受けて、それを最大限盛り込んだ規制改革実施計画というのを政府として作りまして、これを閣議決定する。これが一番大きな流れでございます。

今回、その骨太や成長戦略への盛り込みということもございまして、それらを報告しつつ進めていくということでございます。

第2期と銘打っておりますけれども、7月以降、またこれを1年サイクルと、これまで半年でやっておりましたが、今回は1年かけて第2期と称しておりますが、まず活動方針、どのような案件をやっていくのか、新たなものなのか、また積み残しがあったのか、こういうものを精査していただいた上で活動方針を定めて、審議に入ってください。

また、下段の方に行きますけれども、規制改革実施計画を作るわけですが、これが今現

在、どのような措置状況になっているのかということをご政府の側でフォローアップいたしますので、それも報告しながら御審議いただく。また答申をいただいて、計画を作り、また骨太に盛り込み、報告するというサイクルを念頭に置いております。

3期以降も同じような形で進めていくのではないかと考えております。

下段の規制改革実施計画というのがいかなるものかというのは、次のページでございます。「規制改革実施計画の策定について（答申を受けた政府としての取組）」というタイトルをつけておりますけれども、今、前のページで図で御説明したようなことを文章に落とし込んでおります。

なので、ここの細かな説明は省略いたしますけれども、一番下の実施計画、現在、私どもの方で抱いておるイメージ、これはまた分野の編成とか、その辺はまた答申の中身によって変わってくると思いますが、現在このようなイメージで考えておるということとして受けとっていただければと思います。

説明は以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

今の事務局の説明に対して、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 政府としての取組といったときに、この改革の文書としての実施計画の原案をどなたが作るのかというのが分かりにくかったのですが、これは規制改革推進室で作るのですか。

○武藤参事官 そうです。

○大崎委員 ということでありましたら、極力私どもが出す答申と同じ文章にしてもらいたい。こちらが言うか、それに応えるかで主語が変わってくるので、書きぶりが変わってきますし、特に物の性質上、総論的なものが大きく変わってくるのではないかと思うのですが、やはり私は人に分かってもらおうという意味では、理念とか考え方、ストーリーというのは非常に重要だということは皆さんおっしゃっていて、それは大賛成なのですが、他方で本当に成果を挙げていくには、この短冊が大事だとも思っております、この短冊については、答申と実施計画は一言一句違わないように是非していただければと思います。

○岡議長 我々が答申したもの以外が出てくる可能性というのはほとんどないと思います。

○大崎委員 加わるのは別に歓迎ですけれども。

○岡議長 減らされるのは困るということですね。そこはちょっと何とも申し上げられません。場合によっては大臣に聞かなければいけないでしょうけれども、少なくとも、私どもが答申したものがベースになるということは間違いのないと思います。

他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 細かいところで確認ですけれども、今、御説明いただいた資料の2枚目の2つ目の○の「以降、規制改革会議の設置期間、毎年度の進行に伴い」というのは、設置

期間の何なのかよく分からないのですが、設置期間に応じということなのでしょうか。それとも、設置期間中という意味なのか、そこだけ教えていただければと思います。

○武藤参事官 設置期間中ということで書いてあります。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 第2期の話なのですけれども、第2期の計画策定というのは、どうしても来年の6月ということで大分先になるので、その間の議論に関して、今回の第1期と同じように、やはり重要案件であったり、ワーキングで固まった話は逐次出して行って、最終的に取りまとめの中に入ってくる。そこまで待つということは、1年間何も規制改革が動かないということになってしまいますので、是非今回と同じように、逐次重要案件に関しては、ワーキングと本会議でそれぞれ進めて行って、決まったらすぐやってもらうという形は是非続けていきたいと思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 それに関連して私も意見があるのですが、第1期はこういう体制でやったわけですけれども、第2期は、とりわけ重点的に検討する項目分野というものが第1期と変わってくることも当然想定され得ると思うのです。

その場合、ワーキング・グループについても、第1期でかなりのカバーすべきものの七、八割方やってしまったというワーキング・グループもあれば、かなり残っているワーキング・グループもある。これは別にどちらかがサボっていたとかそういう意味ではないですけれども、いろいろな条件からそうなってしまったということは当然あると思いますので、ワーキング・グループ等の組替え等も含めて、議論した方がいいのではないかと思う次第です。

○岡議長 ありがとうございます。

今のお二人の意見、あるいはこの前の議題の中でも関係する御意見が多々あったと思いますが、まだ私自身、決定ということではないのですが、第2期の活動方針については、先ほど来、皆さんからいろいろな意見をいただいています。第2期の一番初めのところで大いに議論したいと思うのです。佐々木さんからもありましたけれども、何を取り上げるのかとか、取り上げ方とか進め方とかもろもろについて、第2期の初めに大いに議論をしていくべきではないかと思っています。

今期を1期と呼ぶならば、1期については、実はその部分が十分意見交換できないままに走ってしまったと私は受けとめております。これは非常に短期間にそれなりの答申をまとめなければいけないという強い政府からの要請がありました。かつ、総理からこの分野を重点的にやって欲しいという指示が大臣あるいは大臣経由で私どもに来たわけでありますので、そういう意味では、1期は期間が短かったことも含めまして、皆さん方にとって消化不良な状態で走った部分もあったのではないかと私自身も思っております。次の2期

は一番初めのところで活動方針の議論をしっかりと行って、取り上げるテーマ、それは新規も積み残しももろもろ、何を急いでやるか。今、森下さんが言われたように、1年間何も決定しないのではなくて、途中でどんどんまとめて、今回の新幹線案件のようなもの、ああいうやり方等々、あるいはPDCAサイクルをどう回すか等々、こんなことを是非一番初めの活動方針の1回、2回ぐらいの会議の中で大いに議論したいと思っています。

他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、次に、議題4に移りたいと思います。「エネルギー・環境ワーキング・グループ報告」ということで、座長の安念委員からの説明をお願いいたします。

○安念委員 それでは、資料4を御覧ください。「規制改革会議エネルギー・環境ワーキング・グループ報告」でございます。

前回、短冊をお示ししましたところから変わりましたのは、1～3ページにかけての総論部分でございます。これで大体どういうフィロソフィーというか、視点で作業を行ったのかということを書いておきました。

「1. エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消」「2. 次世代自動車の世界最速普及」「3. 低炭素社会の推進」ということでございまして、この短冊の項目をどれかに分ければ大体これに入るわけですし、番号のつけ方も1、2、3の順で六十何項目かができております。

あと短冊は、前回と基本的に変わりはありませんが、まだ短冊化しておりませんものに廃棄物の定義の問題、問題というよりも神学論争が昔からあって、これがまだ残っております。これはどういうことかと申しますと、例えばバイオ発電などをするのに木の枝などを使って発電するわけですが、それは基本的にごみなわけですので、例えば出荷するときに品代が1万円、輸送費が10万円かかってしまう。このような場合、逆有償という業界独特の言葉がございまして、その場合には産業廃棄物とみなすという扱いをしている自治体が今でも相当数あるやに聞いております。これはそうなるかどうかと申しますと、産廃となりますと、これは運び出すところから使い終わるところまでがちがちの規制がかかってしましまして、もともと大した金にもならないバイオ発電なんかでそういう規制のコンプライアンスコストをかけてまで商売としてやるなんてことは、おおよそ不可能になってしまいます。

そこで、ただ単に逆有償だというだけで産廃だと見るのはやめてくれということは、ずっと前から言っている話なのでございまして、環境省に言わせる、我々はそういうふうと言ってあると。あなたたちの言うとおりでということを書いてあるので措置済みだから、これ以上我々にやる仕事はない、とこうなります。役人としての気持ちは分かるのです。仕事を新たにするのは面倒くさいに決まっているのですから。

けれども、実際にはまだ逆有償問題というのは現実の問題としてあるのでして、そこを今、押したり引いたりしているという現状でございまして、それはまだまとまるかどうか分かりません。全然駄目かもしれない。多分、環境省は、基本的には立場は変えないだろ

うと思いますので、まだ短冊化しておりません。それ以外のものは、一応妥結といいましょうか、こういう形で落着を見ました。

事務局の諸君はよくやってくれまして、特に次世代自動車の世界最速普及に関しては、大体こちらの言い分でまとまったと思います。

細かいことは御説明するまでもないと思うのですが、しかし、大体終わってみると、我ながらよくもこういう細かいタマを並べたものだなという感じはいたします。

別に言いわけをするわけではないけれども、なぜこうなるかということなのですが、1つは、こうするしかない。例えば燃料電池自動車を普及させようとするれば、確かに大きな絵は大きな絵でよろしいのですが、9ページの48を御覧いただけますか。

これはタンクの圧が高まったときに、その圧を外に逃がす装置をどうすればよいかということで、こんなものに関心を持つマスコミというか、国民はいないだろうと思います。私だって別にないのです。仕事だからやっているだけでね。ところが、これをやらないとやはり燃料電池自動車を普及させるということは不可能なのです。そこのところだけ異様にコストのかかるような装置をつけろと言われてたって、もともと燃料電池自動車なんて本当に買う人がいるのかどうか今だって分からないですから、できるだけコストを安くしなければいけないのです。そうすると例えばこういう話をしなければどうしてもならなくなるというところがあるのは、私はやむを得ないだろうと思います。しかも、燃料電池自動車というか、次世代自動車に関して言えば、この種の細かい規制をある意味で一挙に解決しないと、結局市場等にはできないわけです。どれかが残れば結局できないわけですから、細かい話になるのはしょうがない。

ですから、これは細かい話になる理由の1つですが、もう一つは、既に今までもお話がありましたとおり、普通の審議会の答申というのは言いっぱなしなわけです。崇高なことをお書きになりました、はい分かりました、それでおしまい。当会議が、霞ヶ関の中で多少ともプレゼンスをもし持っているとするれば、それは我々の答申が閣議決定されるということです。閣議決定されれば、これはもう全霞ヶ関を拘束するわけですから、逃れられないわけです。

ところが、閣議決定されるというのは、実は逆に大変な拘束でして、これは皆さんも釈迦に説法だと思ってくれるけれども、明治憲法以来、閣議は全会一致ということになっているわけです。つまり、内閣総理大臣も一般の国务大臣も全部平等に1票を持っていて、全ての国务大臣が同意しなければ閣議決定はできない。ということは何を意味するかというと、全ての官庁が拒否権を持っているということと同じなのです。したがって、閣議決定されるということは何を意味するかというと、事前に所管官庁と握っておかなければならないということを意味するわけです。それができなければ、閣議決定はできないということです。

そうすると、この短冊になってしまうわけです。つまり、政治家同士ではありませんよ。所管官庁と事務レベルで握れるという話はテクニカルな話になるに決まっている。細かい話になるに決まっているわけです。そんなでかいことをどかんと行って、分かりましたと。

我々委員と向こうの課長補佐ぐらいですよ。分かりました、やりましょうと。そんなことをやったって意味はないのですから、どうしても細かい話になって、この短冊になってしまうということです。

これは、憲法構造を変えなければ変えられないので、我々の力ではどうにもなりません。ですから、我々が所管官庁の事務当局とやり合っていてできることは、しよせんこの程度であるということにどうしてもなってしまいます。我々のこれはこれで制度的な限界ですね。それはそうですよ。しょうがないのだもの。我々は別に政治家でも、大臣でもないのだから、そううまくはいかないですね。

ただ、そうなのだけれども、ちょっとは打ち出し方というか、見せ方の工夫というのはあるのではないかという気はしますね。例えば環境アセスのところは13を御覧いただきますと、短縮目標を45日程度に短縮と書いてあります。全体を通して言えることですが、大して金にもならない商売に手続だけでコストをかけるのはばかばかしいですねというのは、一応統一テーマなのです。すごく貧乏くさいテーマなのだけれども、こうやると、例えば村おこしぐらい、町おこしぐらいの小さな資本でも新しい起業ができますといったことを一種の実施例として打ち出すという工夫はあり得るのかという気がいたしました。

それから、今、事務当局の踏ん張りについて感謝しましたが、もう一つ特筆すべきこととして、寺田副大臣にほとんど毎回御出席をいただきました。この人は何でこんなことまで知っているのかと思うくらい、驚くべく範囲の広い、かつ深い知識をお持ちです。

寺田副大臣は大蔵省の御出身だが、確かに私と同世代ぐらいまでは何と言っても大蔵省にはピカーの人が行ったので、だからそうなのかなと思ったのだけれども、私の同期でも大蔵省に行ったがとてもアバウトなやつもいるので、やはり個人の資質だろうなと思いました。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの安念座長からの説明に対して、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 大変個性的な御報告をありがとうございました。

安念委員のおっしゃることは非常によく分かりますが、そこまで卑下されなくても全然いいのではないかと思います。私はこの項目について具体的に何か申し上げたいということではないのですが、こういう形の報告になるということについては、是非もっと前向きにアピールしていきたいと思っております。

実は私自身、某省の広報誌に近々掲載する原稿を書いたのですが、規制改革について書いてくれということで、私は「神は細部に宿る」という題にいたしまして、結局、物事を本当に大きく変えていくには、こういう小さいことを1個1個変えていくしかないのだということを、むしろそれは我々はそういうものなのだということをPRした方がいいのではな

いかと思っていまして、下手に大きなことをやっているように見せようとして、結局何も変わらない、言わば評論家の言いつばなしで終わってしまうよりは、とにかくこういう一見非常に細かそうなことを、平成25年度とかいう近々に結論を得るということを、言わば応諾させたと言うのですかね。そこに非常に大きな意味があると思っております。

先ほどの議論とも関係するのですが、平成25年度に結論を得るとか、措置をすると書いてあるものが、結論というのがどういうものだったのか、あるいは措置というものが、我々が言ったときに想定していたような前向きなものなのか、逆に下手をすると後ろ向きの措置をとられてしまうということもあり得るわけで、それらの点検をやはり1個1個について詳細にやっていく必要があると思った次第です。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、一番頑張っていた副大臣、お願いします。

○寺田副大臣 安念座長よりお褒めの言葉をいただいたが、やはり座長あつてのワーキングでありまして、座長の鋭い突っ込みで、相当強力なブレークスルーができていると思いますし、細かい項目も今、大崎さんがおっしゃるとおりで、本当に真理は細部に宿るのだらうと思います。

1点、総論の文章を配ったので、多少言いぶりの確認なのですが、例のリサイクル分野です。短冊で言うと最後、11ページの65番目の閣議決定になるであろう部分の言い方と、総論の記載の関係を。確認したいのですが、我々の議論では環境審議会の議を踏まえて、そうした成長産業の育成とか等々をプッシュしていくという結論だったと思いますけれども、この総論の言い方の部分では、中環審の議を踏まえとは書いていないですが、こうした検討を行うということでもいいのかということを確認したいと思います。

○岡議長 3の(2)ですか。

○安念委員 要するに、根本から再検討すべきであるというのは、中環審に議論をとりあえずは預けているという趣旨だと私は理解して書いておりましたが、よろしゅうございますか。何か明文化しますか。

○寺田副大臣 総論ですから、「中央環境審の議を踏まえ」という意味合いを確認したいのです。結論としてはそういう結論だったものですから。

○安念委員 理解としては、私は全くそのつもりでございます。

○寺田副大臣 その点を確認できれば、もう総論ですから、これでよろしいと思います。ありがとうございました。

○安念委員 ありがとうございました。

○岡田議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。

本当にこのワーキング・グループの議論は難しく、よくぞここまでやってくださったと思います。短冊についてはこんなふうに、これだけのことをやらないと物事は進まない

ということはよく分かります。しかし、何をやったのかというのは分かりやすく伝える必要があります。それはこの総論のところの1の中に(1)(2)(3)と分けてコンパクトに書いてくださってあるので、後ろの短冊も(1)(2)(3)という形で切って、要はどの短冊に関連しているかが分かるようにしてはどうでしょうか。

できるかどうか検討していただいて、なるべくそうしていただいた方がいいかと思えます。よろしくお願いします。

○岡議長 実は私も同じことを言おうと思ったので、可能であればね。

○安念委員 どういう方法があるか分からないけれども、やってみます。

例えば、短冊のところに書くか、あるいは逆に総論の中の1.(1)の後に短冊でこれとこれとこれだと書くのか、工夫してみます。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

安念座長が先ほど御紹介された中で触れられなかったので、1点、PCBの件です。

これは先ほどの議論で、今後の残された課題ということで言えば、正にPCBの非常に日本における規制は合理性がない。これは国際先端テストをすれば、非常にはっきりと方向性が出る。諸外国条約で50ppmのところを日本では0.5ppmにという、ある意味では信じられない管理をしているということです。

これについては、環境省の意向としては、その基準についての議論でなくて、あくまでも処理方法についての議論ということだったので、ワーキングとしては、それが逆に閣議決定されるということの問題を考えて、今回は短冊から落ちているということだったと理解しております。その点だけ補足させていただきます。

ですから、これが今後の残課題になるということだと思っております。

以上です。

○安念委員 そのとおりです。

○岡議長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどの議論にも関連しますけれども、私も規制改革に携わってきて、最後はみんなこの各論になるのだということが大変強く感じております。この各論を処理しなければ何も進まない。ただ、各論だけでは分かりづらいので、先ほどの安念さんのお話のように、これは次世代の自動車を発展させるための1項目だよということを加えることによって、多少、国民の皆さんの理解が深まるのかもしれませんが、全部各論になります。

ということで、その各論の中にも非常に分かりやすい大きいテーマとそうでないものが混在しているということではないかと思えますけれども、我々の努力で少しでも理解をやすくすることは必要かと思えますが、最後は各論だということは避けようがないと私も理解しています。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

林さん、どうぞ。

○林委員 私もこのエネルギー・環境ワーキング・グループに入れていただいて、本当に細々したことを一から勉強させていただいた感じなのですが、「神は細部に宿る」というのも、大きなある政策を実現するために、その実現のために必要な細部に神がいるわけですね。そういうことでは、安念先生が今日おっしゃったように、細かく見えるのだけれども、これを一つ一つつぶさないと政策実現できない。だからこれをやるのだという必要性が、どこに書くかは別として、規制改革に共通する部分ではないかと思います。一見、国民とは縁遠い細かい話に見えるところが、大きな政策目的のために必要なのだということをごくかの場に入れられたらよいと思います。

○岡議長 大変いい御意見をいただきました。そのとおりだと思います。

ただ、同時に、後で出てきますけれども、ホットラインには、正に一国民、一企業が、自分たちの今のこういう状態を改善するために改革して欲しいという項目も結構あるのです。

だから、私は大きな政策をやるための規制改革、それが細かなものもあればいろいろなものもあるけれども、この政策実現のためという改革もあるが、中ではそうではなくて、ホットラインの第1号で受け付けたものは、雪国の工場の除雪の運転規制なんていうものがあるらしいのです。これが受付第1号だったと記憶しています。

私どもはこういったものにも地道に、着実に対応する部分もある。規制改革会議というのは、政権の政策を実現するための阻害要因を取り除くこと、国民生活向上のための大きな政策を実現するためなど、いろいろ切り口はあると思いますが、中には非常に細かなものもあるが、我々はそういったものをやらないということではないわけですから、それも着実にやっていくという、そういう意味で、多面的な活動があるのかと思います。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 今、規制そのものの本質的なお話も出たのですけれども、私が感じているのは、例えば海外に出ているいろいろな取引をしたときに、添付される契約書といいますか、例えば不動産取引等に関しても、アメリカの政府の規制といいますか、法律はすごくはアバウトで、非常に基本的なところが書いてあって、あとは州法にならうのです。その州法に基づいた契約書の厚さというのは、私どもが日本で取引をするよりはるかに厚いのです。だから、私は規制が多いか少ないかではなくて、多分、今日安念先生も相当な御努力をさせていただいて挙げていただいた項目についても、本来は規制というのは、自己努力というか、各監督官庁内で自主的、自発的に自分たちで作ったのですから、それはその時代に合っていないものとか、あるいは何かの成長を阻害しているものというのは、自分で発見して、自分で解決をしていくというインセンティブを作らないと、毎回まだ我々は2013年度チームかも分かりませんが、このチームは何年かに一度こういう編成があつてやってくるのですが、それでは世界のグローバルな競争では劣後していくのではないかと思います。

だから、本来は新しい規制を作りまくって、何か昔、うま味があつたものはもうないわ

けだから、是非そんなサイクルをこの政権でも実行していただけると、もっとよりよくなるのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

実は、私はこれまで何回もそれをトライしました。究極の目的は、規制改革会議がなくなることで申し上げたことがあったのですけれども、現状はそうではない。したがって、まだまだ我々の役割があるのかと思っておりますが、今の金丸さんの御意見は全く同感であります。そのような仕組みを作る努力を、今の新政権のもとで是非考えていくべきだと思います。

それと同時に、所管庁が主体的、積極的に規制を時代の変化とともに改革していくことをどうやって植えつけていくのか。これはやはり政治のリードによってやる部分もかなりあるのではないかと思います。「インセンティブ」という言葉が今ありましたけれども、やはりここに政治が絡んでくるのかという気もいたします。

この議論も、実は今度の2期目の活動方針の中でやりたいと思っていたことの1つでありますので、今、金丸さんからのお話に付言させていただきました。

他にいかがですか。よろしいですか。

ほぼ時間が来ました。ここで皆さんにお願いがございます。

答申の内容に係る事項につきましては、答申の決定までは対外非公表としたいと思います。したがって、本日のエネルギー・環境ワーキング・グループの報告は、ほぼ最終版でございますので、本件については皆さん限りということにしたいと思います。

それを徹底するために、本日の会議終了後、資料4は回収させていただきます。皆さんいろいろメモを書きいただいていると思いますが、もう記名させていただいておりますので、御本人にまた戻るようにいたしますので、今日メモをとられていたら、そのまま結構でございます。

今後もこの答申内容につきましては委員限りという形で、最終的にまとめて対外発表にしたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

次に、議題5「規制改革ホットラインの受付状況について」、事務局からの説明をお願いいたします。

○武藤参事官 資料5「規制改革ホットラインの受付状況について」でございます。

ホットラインの受付件数でございますが、3月22日に受付を開始いたしまして、5月13日まで702件の提案をいただいております。

4月19日までに受け付けた約600件につきましては、内容を確認した上で、5月2日に各所管省庁に対して596件のうち368件について検討要請を行ったところでございます。

その368件の内訳ですけれども、2.にございますような状況になっておりまして、金融・証券が突出している状況で、エネルギー・環境が次いでいるという形でございます。

今後でございますけれども、5月2日に各省に検討要請したものを約2週間ですので、もう近々に各省から回答を求めることとしております。ただ、連休も挟んでおりましたの

で、全部がそろうとは限りませんが、その辺の回答を刈り取った上で、適宜、会議やワーキング・グループに御報告したいと考えております。

また、そういう回答を見ながら、次期のテーマの発掘の参考にもなるものと考えております。

先ほど4月19日までに受け付けたものを各省に検討を要請したと申し上げましたが、4月20日以降の案件につきましても、おおむね2週間というのを1つの単位にして、2週間受け付けたものを投げて、2週間後にその回答をいただいてというサイクルで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 これは質問なのですが、ホットラインに来たもののうち、若干ある意味絞って検討要請をしたということですが、これは言ってみれば、理不尽なというか、非常に身勝手な指摘であるという判断で落とされたという理解でよろしいのですか。

○武藤参事官 そういうことでございます。

ちょっと誹謗中傷というか、行政に対する不満というような、不満というの、もちろん手続面での話であれば、こういう検討対象にももちろん乗ってくるわけですが、規制改革会議がけしからんとか、そういう類いのものも結構来るところでございます。

今回、約600件のうちの400件という歩留りになっているわけですが、これまでの取組は大体こういう趨勢にあります。受け付けたもののうち、検討に回しているものというのが大体これぐらいというのが実情でございます。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 今の点に関してなのですが、この内容に関しては、多分皆さん御存じではないのですね。知らないのは私だけではないですね。そういう意味では、内容は多いと思いますけれども、少し分野ごとにまとめてもらって、せめて内容ぐらいは目を通した方がいいのかと思いますので、是非老眼鏡がなくても見える程度の大きさにして、一度見させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○武藤参事官 工夫はさせていただきます。

字を大きくすると相当大部なものになると思いますけれども、御容赦いただければと思います。

○岡議長 森下さんのご要請は、この368件についてということですか。そうではなくて、596件全部ですか。

○森下委員 368件の方でいいと思います。余り誹謗中傷を見ても、気がめいるときがあるので、それはいいと思います。

○岡議長 分かりました。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 このホットラインを出してきた人たちというのはどういう人たちなのか。企業がどのぐらいで、消費者というか、国民の人たちがどのぐらいか。私としては、できるだけ消費者の人たちが関心を持って、こういったものに応募というか、意見を出していただくことが非常に望ましいと思っているのですけれども、今の感じだとどんな感じなのでしょう。

○武藤参事官 済みません。今、手元に数字がないのですけれども、今現在受け付けているものについては、企業の方が多いと思います。特に金融・証券・保険が多くなっているというのは、やはり団体がまとめて要望を出してきているということもありますので、若干企業の方が多かったと思いますけれども、後日、御報告いたします。

○岡議長 よろしいですか。

○翁委員 はい。

○岡議長 林さん、どうぞ。

○林委員 精神衛生上は余りよくないのですけれども、規制改革会議についての御意見というのも、やはり真摯に受けとめたいと思うので、適宜、教えていただく中に入れていただければと思います。

結局、こんなに毎日私たちがやっているということをご存じないと思うのです。なので、「見えない」ということから来る御意見があるのであれば、終わった後では勉強会とか、ワーキングのレベルの非公開のものについても、何日には何をやったということだけでも、こちらから情報発信していけば、少し御理解していただけるのではないかと思います。御検討していただければということです。

○岡議長 ホットラインのアウトプットですか。

○林委員 ホットラインから規制改革に対する御意見というのをまず知りたいということと、我々が何をしているのか皆さん御存じない方が多いと思うので、終わった後の活動状況とかを。

○岡議長 我々の会議の活動の発信ですね。

○林委員 はい。活動状況については、できる範囲で発信しても。

○岡議長 現状、毎回の会議の後の記者会見で、私、場合によっては大田議長代理、あるいはテーマによってはその主査に出席いただいて、記者会見をしている程度でございますので、さらに情報発信という意味で何かできるかどうかというのは、事務局の方で検討してみてください。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。

このホットラインというのは締切りがありましたか。3年間というか、ずっと受け付け続けるのでしょうかという質問が1点。

今正に林さんがおっしゃったような、何をやっているのかということがちょっとずつでも出て行くと、活動しているなという感じが出ると思うのですが、2週間ごとに所管省庁に対して検討要請を行うというシステムはとても素敵だと思うのです。長い間ためているとか、それこそ1年検討しますではなくて、どんどん動いているというこの姿勢は公になっているものではないでしょうか。

○武藤参事官 まず1点目の締切りについては、特にございません。この規制改革会議が存続している期間受け付けるということになります。もちろん、終盤戦でどうするかというのは、別途考えないといけませんけれども、現時点で締切りというのは設けておりません。

また、情報発信の仕方等については、先ほど議長からも御指示がありましたので、工夫はしていきたいと思っております。

済みません、2点目はお答えになっていますか。

○佐々木委員 2週間ごとに要請しているということは公になっているのか。

○武藤参事官 失礼しました。

公というか、各省庁に対してこういうサイクルで今後進めていくよということは申しておりますし、また今回お出ししているペーパーが正に今度公表されますので、これで2週間ごとに検討ということが明らかになります。

○佐々木委員 この資料5が今日公表されると、世の中が知るところとなるということですね。

○武藤参事官 そういことです。

○佐々木委員 そうすると、私がブログとかで、みんな今度どんどん規制改革会議のホットラインに要望があれば書けと。2週間ごとにきちんとしたものでは所管省庁が検討するぞということは言っていないということですね。

○武藤参事官 それは大丈夫でございます。

○岡議長 大いにやってください。

それと、ホットラインにこういう形で御要請があった方には、タイミングはいつかあれですけれども、必ずフィードバックはされているのですか。

○武藤参事官 現時点でフィードバックの仕組みまでは確立しておりません。

まとまったものをホームページで公表するという措置を現在とっております。

○岡議長 では、ホームページを見れば分かるようになっているということですね。

○武藤参事官 そうです。

○岡議長 分かりました。

それから、先ほどの森下さんからの御要請についてですけれども、省庁からの回答があった段階で、そのテーマについてはこの本会議に事務局からの報告があるという理解でよろしいわけですね。

○武藤参事官 そのように考えております。

○森下委員 ちょっと気にしているのは、我々が知らないけれども、実は大きな規制のものがひょっとしたらその中に混じっていないか。そうすると、官庁の方で適当にごまかされて終わりというのではなくて、場合によっては、ワーキングなり本会議で取り上げるような案件も入っている可能性があるかと思ってしまして、その意味で一読して、もしそういうものがあれば、むしろ取り上げておいた方がいいのではないかと思います。

そういう意味では、事務局折衝だけで終わる案件と、ひょっとしたらそれでは終わらないような案件というのを少し判別しておいた方がいいかということで、一度見たいという話なので、結果が出る前にも一度見せてもらった方がいいのではないかと思います。

○岡議長 結果が出る前にね。

○武藤参事官 おっしゃることは分かります。

2週間後に多分回答で、検討中とか、できないものはできないと言ってくると思いますが、そういう形で来ますので、来た段階でお見せするというよりは、まず精査した上で、各省に振る段階で同時にお示しするということはもちろん可能だと思いますし、その辺は工夫させていただきたいと思います。

案件の発掘に役立つというのは、私も先ほど申し上げたかもしれませんが、正にそのとおりだと思いますので、是非御活用いただければと思います。

○岡議長 では、森下さんの御意見を取り入れて、ホットラインについては、各省庁に要請を出した項目について、まず直近の会議に報告してもらうことにするのか、あるいは各委員に個別に連絡するようにした方がいいのですかね。

○森下委員 これは、実はもう一個あって、各業者からのお話しの中で、ひょっとしたら全体の整合性がとれない話があるかもしれないと思うのです。要するに、規制改革会議全体の方向性として、大体大まかな方向がありますけれども、個別の案件の中では、実は必ずしもベクトルが合っていない。そういうものが入ったりすると、やはり規制改革会議としてはおかしくなってくると思うので、ある程度やはり皆さんが共有しているものがちゃんと各省庁折衝に行くというスタンスは要ると思うのです。

その意味では、事務局折衝でこれを出すというものがあれば、前もって少なくともメールなりで見ってもらって、皆さんの御意見をもらってから言った方が私はいいのかと思います。全く知らない案件が出ていて、それに対する回答が、ここでワーキングしている内容と違ったりするとおかしいことになると思うので、そこを危惧していました。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私は逆に、当然この会議には事務局の方が皆さん出ておられるし、ワーキング・グループにもそれぞれ事務局がついてやってくださっているのです、その齟齬というのはないはずだと思うのです。

やはり数のけたが違いますので、これは正直、次から次へとメールで送られてきても、委員は対応できないのではないかと思います。そのためにこそ事務局は存在するわけなので、ここにも書いていただいているように、精査・検討を要する場合は、

会議、本会議あるいはワーキング・グループに振ってくださるとなっているので、そこはお任せしておいた方がいいのではないかと思います。

ただ、例えば森下さんが事務局に実際行かれて御覧になったらいいのではないかと正直思うのです。

○森下委員 これを見る見ないは自由だと思うのですけれども、実際、医療ワーキングなどでも、やはり全然問題意識が違った観点が出てくるものもあるのです。ですから、そこが全くないというのはおかしくて、結構小さな齟齬は各委員間でもありますし、全員が全く同じ考えを持っているというのはあり得ないと思うのです。

そういう意味では、それぞれの案件をある程度、これは見る見ないというのは、メールが多過ぎて大変ですけれども、ただ、自分の分野だけでも目は通しておいた方がいいのかなというので、やはり送ってもらった方がいいのかと私は思っています。

○岡議長 滝さん、関連の御意見だと思いますので、どうぞ。

○滝委員 次の議題にと思ったのですけれども、関連があることですので。ITのインフラというのはブロードバンドも含めて世界一早く浸透していると思っているのですけれども、その利活用に関して、情報通信白書によると個人の利活用で12位とか、政府の利活用で23位とかで非常に遅れているわけです。そういうことに関係するような規制改革ホットラインから上がってくるテーマをまとめて見せていただきたい。クラウドの問題も含め、マイナンバーも通って、これからやろうと思えばできる領域に入ってきているのだと思いますが、多分、頑張れば日本は世界一のIT利活用の国家になり得ると思っていまして、第2段階ではそれに関するようなテーマを、農業以外にもチョイスしていきたいと思えます。

そういう話がこの規制改革ホットラインに関するときに出ましたので、そういうものを拾うには格好の場ではないかと思いました。

○岡議長 ありがとうございます。

いろいろ意見がありました。時間がオーバーしているので、とりあえず、今日の段階では、このペーパーに書いてあるような対応をさせていただきますが、これに加えてさらなる対応をするかどうかについては、事務局の方で検討していただきたいと思えます。

以上で今日予定していた議題は終了いたしました。最後に私の方から一言お話ししたいことがあります。農業でございます。

以前から、この規制改革会議においては、産業競争力会議における議論の進展状況を見ながら、時期が来たらしっかりと対応をするということでやってまいりました。昨日の産業競争力会議までの農業の議論、そして、農林水産省の方では、強い農業を作るための政策、方針も固まりつつある。さらに、総理を含む閣僚で作る農業に関する本部が設置されるという動きも出てきましたので、私としては、いよいよそのタイミングが来たと判断しております。したがって、この規制改革会議において農業を取り上げていくことにしたいと思います。

具体的には、30日のこの会議におきまして、農林水産省の方に来ていただいて、彼らの、

彼らのということは政府のということになるわけですが、農業に関する考え方、あるいは方針、政策についての説明をしていただいて、私どもの農業に関する、そのような政策も含めた理解を深めながら、このテーマに取り組んでいきたいと思っております。

タイミング的に、1期のぎりぎりになってしまいましたので、具体的に保育チームのような形でやるのか、ワーキングを立ち上げるのか、どのような専門委員に入っていくのか等々、次期に入っていくかもしれませんが、とりあえず今期にそういう形で農業に着手することにしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思えます。

では最後に、事務局から何か補足があればお願いします。

○安念委員 その前に、一言申し訳ない。

それこそ数日前の大手新聞に、医薬品のネット販売を解禁するやのごとき記事が出ておりました。これは当会議の線に沿っているかのように見えるのですが、よく読むと、テレビ電話を設置しろだの、店はどうしても1つ出せだの、要するにやるなど言っているわけです。

もちろん、これは厚労省としてはそんなこと決めていませんと言うに決まっているのだけれども、私は多分彼らの本音だと思います。こうしたいのだと思います。

そこで、これは議長にお願いですけれども、もしよければ、今日も記者会見をなさるのですね。ならば、なめたまねすると承知しないぞということをまず言っていただいて、必要があれば、当会議としては、ばか言っているのじゃないという紙を出すということも議長の方で御検討いただければと思うのですが。

○岡議長 分かりました。考えます。

○安念委員 お願いします。

○岡議長 どうですか。事務局、何かありますか。

○滝本室長 次回の会議は5月22日に開催予定でございますので、詳細は改めて事務局の方から御連絡申し上げます。

○岡議長 では、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

お忙しいところ、ありがとうございました。